

青梅市民限定！ 湯河原温泉限定宿泊プラン

青梅市と湯河原町は全国梅サミット加盟自治体というつながりがあります。そのため、青梅市民は、湯河原温泉に割引料金で宿泊できますので、ぜひご利用ください。

利用可能期間 平成31年3月31日(日)まで

※12月30日～31年1月3日を除く

定員 先着30人

割引額 1人3千円

利用方法

①第三セクター(株)湯河原総合情報センターのホームページ www.yugawara.com/td/ から宿泊先を選び、電話0465・63・5599で同情報センターへ。その際に青梅市民限定プランで宿泊する旨を伝えてください。

②宿泊当日の午前8時30分～午後5時15分に同情報センター(神奈川県足柄下郡湯河原町宮下661・湯河原町駅前観光案内所)で割り引き後の料金を現金でお支払いください。また、支払い時に身分証明となるもの(運転免許証、保険証など)をお持ちください。

※他の割引プラン等を利用の場合は利用不可

問い合わせ 湯河原町観光課 0465・63・2111、市商工観光課

夏の子ども食育教室 ～農業体験と手作りアイスクリーム～

夏休みに畑でおいしい野菜などを収穫してみませんか？牛乳で作るアイスクリーム作りにも挑戦！みんなで楽しく食育を学びましょう。

日時 7月24日(火) 午前10時～午後1時

会場 東京都農林水産振興財団青梅庁舎(新町6-7-1)

対象 4歳～小学生

※要保護者同伴

定員 24組(抽選)

費用 1組300円

服装・持ち物 汚れてもよい長袖・長ズボン、帽子、長靴、タオル、弁当、飲み物

※抽選結果は9日発送予定

申し込み 7月5日(必着)までに往復ハガキに「往信裏」「食育体験教室申し込み」、住所、参加希望全員のお子さんと保護者氏名、学校・学年(未就学児は年齢、電話番号(返信表)、郵便番号、住所、氏名を記入し、〒198-8701青梅市教育委員会社会教育課へ

申し込み 7月5日(必着)までに往復ハガキに「往信裏」「食育体験教室申し込み」、住所、参加希望全員のお子さんと保護者氏名、学校・学年(未就学児は年齢、電話番号(返信表)、郵便番号、住所、氏名を記入し、〒198-8701青梅市教育委員会社会教育課へ



△農業体験の様子

第19回おうちカフェ 「どんな場所になったらいい?」 新しい生涯学習施設

市では、青梅市生涯学習施設(仮称)の建設を進めています。

今回は、リラックスした雰囲気の中で「生涯学習施設(仮称)の運営方法」について語り合います。話し合いの内容は、現在策定中の青梅市生涯学習施設(仮称)管理運営計画に組

日時 7月5日(木) 午後6時30分～9時

会場 市役所2階喫茶コーナー

申し込み 6月29日までに住所、氏名、電話番号、メールアドレスを電子メール city.ome@city.ome.lg.jp または電話で社会教育課へ



△生涯学習施設(仮称)完成予想イメージ

ジュニアスポーツ教室 初心者水泳教室

日時 7月23日(月)～26日(木) (4回) 午前10時15分～正午(9時45分受付開始)

※予備日:27日(金)

会場 東原公園水泳場25mプール

対象 市内在住の小学生で水に顔をつけられないバタ足で少し泳げる児童

指導 市水泳協会

定員 60人(抽選)

費用無料

持ち物 水着、水泳帽、ゴーグル、タオル、着替え、ロッカー代(10円硬貨)

申し込み 7月1日(必着)

までに往復ハガキに「往信裏」住所、氏名、性別、学年、電話番号、メールアドレス(返信表)、住所、氏名を記入のうえ、〒198-0036青梅市河辺町4-16-1総合体育館内「初心者水泳教室」係へ

※抽選の場合、初めての方を優先

※結果は抽選の有無にかかわらず通知

問い合わせ 青梅市体育協会 022・0827

多摩川まるごと遊び塾 水辺はぼくらのワンダーランド

日程 7月29日(日)

※小雨決行

※悪天候の場合は8月4日(土)に順延

会場 市民球技場近くの川原(市民球技場管理棟前広場集合)

対象 市内在住の小学生

※保護者同伴

内容・時間

①多摩川まるごと遊び塾 午前10時～午後1時(9時25分受付開始)：ライフジャケット等を用いた安全教室(保護者の分も用意します)▼水棲生物の捕獲と観察▼たらい舟での川下りなどの水辺の遊び

②移動水族館 午後1時～2時30分：移動水族館による多摩川にすむ魚の展示や解説▼タッチ

費用 子ども1人300円

※②のみの参加者は無料

持ち物 帽子、タオル、着替え、水に入ってから濡れてもよい履き替えの分も含め、足をしっかりと保護するもの※大人を含めてサンダルは不可、弁当(必要な方)、水筒、魚釣り網・飼育ケース・ライフジャケット(お持ちの方は名入れして持参)

※日差しが強い時期です。熱中症対策をお願いいたします。

共催 おうめ水辺の楽校連



△たらい舟での川下り

青梅市の文化遺産18 正午見と地番

租税とは、国家が体制を維持するために必要な費用を強制的に徴収する制度です。わが国では、飛鳥時代から行われており、江戸時代には、年貢という形で、農民たちの米の収穫量に応じて徴収していました。

明治時代になると近代化等では大きなお金が必要となりました。しかし、国家の収入の多くが年貢であったため、財政は不安定でした。そこで、安

定した収入の見通しが立つように、政府は、明治6(1873)年、土地所有者から税金を徴収する、いわゆる地租制度を導入しました。これは、土地を所有している人から、毎年一定の税金を徴収する制度です。土地の面積を正確に測り、その土地を所有している人物を明確にすれば、国家は、確実に収入を得ることができました。

そのためには、土地の面積を正確に測量して地図を作製し、土地の所有者を特定することが必要です。この地図の作製に使われたのが、「正午見」と呼ばれる精度の高い磁石です。そして、この測量に使用されたと思われる「正午見」が郷土博物館に保管されています。

また、土地所有者には「地券」が発行されました。「地券」は、表向きは土地の所有を証明する書類ですが、裏面では、土地所有者は地租から逃げられないことを示しています。さらに地図と土地に

積を正確に測量して地図を作製し、土地の所有者を特定することが必要です。この地図の作製に使われたのが、「正午見」と呼ばれる精度の高い磁石です。そして、この測量に使用されたと思われる「正午見」が郷土博物館に保管されています。

また、土地所有者には「地券」が発行されました。「地券」は、表向きは土地の所有を証明する書類ですが、裏面では、土地所有者は地租から逃げられないことを示しています。さらに地図と土地に



△正午見(7月8日まで開催している企画展「明治時代の青梅」で展示中)

市民センター

6月の休館日:18日(月)

長洲市民センター

022・3249

調布ことぶき大学

日時 6月27日(水)

小曾木市民センター

074・5332

中央図書館

022・6543

おはなし会

日時 6月23日(土)

日曜納付窓口

日時 6月24日(日)

6月の納期

7月2日(日)

市民税・都民税:1期